

# 産業衛生 レポート

No.527

2023年8月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

## 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について

(令和5年7月4日 厚生労働省基発0704第1号)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)により改正され、令和6年4月1日から施行される労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第594条の2第1項に規定する皮膚等障害化学物質等については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」([令和4年5月31日付け基発0531第9号](#)。以下「施行通達」という。)の記の第4の8(2)において、「別途示すものが含まれること」とされているところであるが、今般、「別途示すもの」について下記のとおり示すので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 趣旨

本通達は、安衛則第594条の2第1項が適用される皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質に該当する物を示すとともに、皮膚等障害化学物質等についての留意事項を示す趣旨であること。本通達は、現時点での知見に基づくものであり、国が行う化学品の分類(日本産業規格Z7252(GHSに基づく化学品の分類方法)に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。)の結果(以下「国が公表するGHS分類の結果」という。)の見直しや新たな知見が示された場合は、必要に応じ、見直されることがあること。

#### 2 用語の定義

##### (1) 皮膚刺激性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。具体的には、施行通達 記の第4の8(2)の「国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの」に該当する化学物質をいうこと。ただし、特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」という。)等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

##### (2) 皮膚吸収性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。ただし、特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

#### 3 皮膚吸収性有害物質に該当する物

皮膚吸収性有害物質には、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する化学物質が含まれること。

(1) 国が公表するGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された化学物質のうち、濃度基準値(安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。)又は米国産業衛生専門家会議(ACGIH)等が公表する職業ばく露限界値(以下「濃度基準値等」という。)が設定されているものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア：ヒトにおいて、経ばく露が関与する健康障害を示す情報(疫学研究、症例報告、被験者実験等)があること

イ：動物において、経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

ウ：動物において、経皮ばく露による体内動態情報があり、併せて職業ばく露限界値を用いたモデル計算等により経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

(2) 国が公表するGHS分類の結果、経皮ばく露によりヒトまたは動物に発がん性（特に皮膚発がん）を示すことが知られている物質

(3) 国が公表するGHS分類の結果がある化学物質のうち、濃度基準値等が設定されていないものであって、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性（経皮）が区分1に分類されている物質

#### 4 該当物質の一覧

(1) 3の皮膚吸収性有害物質に該当する物は、別添に掲げるとおりであること。

(2) 次に掲げる物質の一覧を厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

ア：3の皮膚吸収性有害物質

イ：皮膚刺激性有害物質（国が公表するGHS分類の結果があるものに限る）

ウ：特化則等の特別規則において不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている物質

※別添 省略

詳細、対象物質一覧は以下を参照に、自部門で対象物質の使用がないか確認してください。

【通達】 [皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について\(令和5年7月4日付け基発0704第1号\)](#)

【対象物質一覧】 [皮膚等障害化学物質\(労働安全衛生規則第594条の2\(令和6年4月1日施行\)\)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト\[Excel:89KB\]](#)

【参考】 [「皮膚等障害化学物質の選定のための検討会」報告書\(概要\)](#)

---

## 第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について

(令和5年3月30日 厚生労働省基発0330第3号)

粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和56年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法との一体的運用を図るため、これまで9次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところである。その結果、昭和55年当時、6,842人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後大幅に減少し、令和3年には136人となるなど、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

また、トンネル建設工事の作業環境を将来にわたってよりよいものとする観点から、最新の技術的な知見等に基づき、坑内作業場における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則等の一部が改正され、令和3年4月から施行されたところであり、加えて、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置を強化するため、粉じん則等の一部が改正され、令和6年4月から施行されることである。

以上の状況を踏まえ、別紙1のとおり、第10次粉じん障害防止総合対策を推進することとしたので、各局においては、9次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況や別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の定着状況等に応じて、粉じん障害防止対策の効果的な推進に努められたい。

(別添)

**粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置****第1 趣旨**

事業者は、粉じんさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則及びじん肺法の各規定に定める措置等を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち今後5年間に於いて事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。なお、じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要であり、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進する必要があること、粉じん則等が改正され、坑内作業場における粉じん障害防止対策の強化等がなされたこと、また、じん肺所見が認められる労働者及び離職時又は離職後にじん肺所見が認められる者の健康管理措置を進める必要があること、地域によっては、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止等の推進を図る必要がある。こうしたことから、第10次粉じん障害防止総合対策においては、「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」「ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策」「じん肺健康診断の着実な実施」「離職後の健康管理の推進」「その他地域の実情に即した事項」を重点事項として、主としてこれら事項において事業者が重点的に講ずべき措置について記述している。

**第2 具体的実施事項****1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底**

事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

**(1) 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進**

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」等に基づき、「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること<sup>注)</sup>。なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

**(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用**

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第20条の3の規定により粉じんさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行うこと。

**(3) 改正省令に関する対応**

令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)による改正において、第三管理区分に区分された場所で、かつ、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付けられた(令和6年4月1日施行)ことから、これらの改正内容に基づき適切な呼吸用保護具の着用等を行うこと。

注) 平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」の通達は2023年5月25日付けで廃止

## 2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

### (1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。)に基づき、粉じん濃度が  $2\text{mg}/\text{m}^3$  となるよう、措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「令和 2 年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」(令和 3 年 4 月)も参照すること。特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られ、切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度等に応じて、有効なものとする必要があることに留意すること。また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

[1] 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業

[2] 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

[3] コンクリート等を吹き付ける場所における作業

### (2) 健康管理対策の推進

#### ア じん肺健康診断の結果に応じた措置の徹底

事業者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

#### イ 健康管理システム

粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施行する事業者は、ずい道等建設労働者が工事毎に就業先を変えることが多い状況に鑑み、事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、平成 31 年 3 月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること。

#### ウ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」(平成 9 年 2 月 3 日付け基発第 70 号)に基づく健康管理教育を推進すること。さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対し、肺がん検診の受診及び禁煙について強く働きかけること。

### (3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

## 3 じん肺健康診断の着実な実施

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実にすること。

## 4 離職後の健康管理の推進

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成 29 年 3 月策定。以下「ガイドブック」という。)を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立つため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

## 5 その他地域の実情に即した事項

地域の実情をみると、引き続き、アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要があることから、事業者は、必要に応じ、これらの粉じん障害防止対策等について、第9次粉じん障害防止総合対策の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の以下の措置を引き続き講じること。

## (1) アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

- ア 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底
- イ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ウ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- エ 健康管理対策の推進
- オ じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

## (2) 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

- ア 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- イ 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ウ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- エ 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
- オ 特別教育の徹底
- カ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- キ たい積粉じん対策の推進
- ク 健康管理対策の推進

## (3) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に労働に従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底させること。また、事業者は、その要旨について、当該作業場の見やすい場所への掲示、衛生委員会等での説明、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

## 6 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、上記の措置に加え、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見労働者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。

詳細は以下をご確認ください。

[第10次粉じん障害防止総合対策の推進について\(基発 0330 第3号\)](#)

※ 注)で記載した通り、平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」の通達は2023年5月25日付けで廃止されました。最新の通達は以下よりご確認ください。

[防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について\(令和5年5月25日付け基発0525第3号\)](#)